

令和8年4月16日

鹿児島県テニス協会会員のすべての皆さんへ

全国のテニス愛好者のすべての皆さんへ

大混乱に陥っている県テニス協会執行部（第二回）

正しい指摘をした内部通報者の某氏を除名にしていた協会執行部の 経緯

- ① 執行部（本坊輝雄前会長、大西儀明前副会長等）の会計不正隠蔽、と某氏除名へ至る証拠文書一覧
- ② 本坊輝夫前会長の某氏への凄まじいパワハラ、と「SM 的いじめ」（この文は、決して大げさに書いていません。本当です。）

鹿児島県テニス協会の会長、理事長、他の責任者を問う会（略称、責任を問う会）最勝寺 和夫

注 この文は、すべて「県テニス協会をよくする会」が公表した分などを基に書いています。

I 2022年11月30日・県テニス協会理事長名で某氏に届いた文書

様

令和4年11月30日
鹿児島県テニス協会
理事長 中村 和行

調査要望事項に対する調査結果について

表記について、以下の通り報告いたします。

- ① 高校樋口杯のプログラム掲載の「鹿児島官公学生服株式会社」の広告の件（回答）官公学生服株式会社の広告については、毎年県高体連に対して強化費として戴いており、御礼の意味で高校樋口杯のプログラムに掲載しております。
- ② 「Kビジネスホテル」には会議室はありません。・・・の件について（回答）「Kビジネスホテル」は、大会準備会、反省会等で使用していましたが、領収書の使用目的の記載は会議室としていましたが、実際は遠方の市外居住の役員がその後宿泊していました。今後は実態に則した支出をおこない適正に処理して行きます。
- ③ 会長杯最終日の競技役員（教職員）の实在の件について（回答）貴殿もご承知のことと思いますが生徒引率での出張等教職員の勤務実態については、各自が責任をもって行動されていることと考えます。当協会が関与できないことをご理解下さい。
- ④ 高校関係すべての大会の、補助員（生徒）への（謝金と交通費）支給の有無について（回答）補助員への交通費等については、全額を支払わずに大会使用ボールなどを渡していましたが、その差額金額については高体連の運営資金として使用して行きます。
なお、令和3年度の補助員への支出については一切支出しておりませんが、今後は、実態に則した支出を行い適正に処理して行きます。

⑤ 昨秋の全国選抜高校テニス九州地区大会の件について

(回答) 以前も申し上げましたが、当協会は主管ではありますが運営、会計については大会実行委員会へ委ねておりますので、これ以上はお答えできません。

今後については、鹿児島県テニス協会主催高校3大会の責任者を変更及び会計担当者を、複数人とし改善運営して行きます。

以上、この件に関する回答を最終とします。

1、その後2024年6月30日発出の第三者委員会は「最終報告」で、上の①、②、③、④について、実際はI氏が架空計上し金員を不正にプールし不正行為をしていたと報じている。業務上横領罪(刑法253条)である。

2、特に④についてI氏が、それぞれの顧問に生徒分を渡したとの押印があるが、実際は顧問は押印していなかった。補助員生徒には一切渡されていなかった。生徒(4年間で約800人)に渡したように見せかけての裏金作り、教職員が最もしてはならない行為、取り返しのつかない不正行為であった。子どもの権利条約違反である。

3、⑤の大会について会計関係の一部不正は明らかになっているが、私たちの会計報告公開要求を県テニス協会現執行部は2022年5月29日以来、一貫して無視し続け、2026年4月現時点でも明らかにしていない。

4、文の最後の「以上、この件に関する回答を最終とします。」について
県テニス協会の当時の執行部(本坊輝雄会長、大西儀朋副会長など)の調査拒否宣言であり、幕引き宣言であった。私達が、この報告をこの時点で受け入れていたら約400万の不正は闇に葬られていたことになる。

5、この時点で、中村理事長は協会内で完全に無力化されていた。この文面は、副理事長などの勢力が作成していた。(←関係者の証言有り)。関連事項は次の通りです。
「2018年以来、高校会計不正問題、ジュニアの部会計不正問題を、内部で解決しようとしていたのは、中村理事長と副理事長某氏の二人であった。他の副理事長を始め全ての常任理事は解決に消極的であった。この問題が表面化すると、高校部門と協会の関係がまずくなるとの理由である。(←関係者の証言有り)。

6、某氏は、この文書で「凄惨な虐めを受けた」と表明している。その詳細は次の通りだという。

(1) 協会内で不正を正そうとしていたのは中村理事長と私の二人でした。しかし、会長の責任の許、協会は2022年11月30日以降は、書面決議などの公文上でこの二人を反目、敵対させる関係にした。

(2) 具体的には私の除名への途を、実質、本坊会長権限であるのに中村理事長発出の公文で進めた。

(3) この時中村理事長は協会内で無力化されていた。(証言あり、又国体前に実質辞任させられている。)

(4) 除名を受けた私の側から見ると、二人の関係を知っている執行部(会長を含む)の進め方は凄惨な「虐め」「パワハラ」に映ります。「嗜虐」性も覚えます。

(5) 或る人は、この虐めの図式は「SM的だね」と言っています。

7、この文書の約4か月前の2022年8月5日某氏は、当時の本坊輝雄会長(南さつま市長、県市長会会

長)と、県市町村自治会館県市長会会長室で会っている。そのとき、不正について「公開質問をしたい」と言う某氏は、会長からパワハラ発言を受けている。某氏はその時の様子も次の様に公表している。

本坊会長から受けた凄まじいパワハラ

① 私が、「高校会計不正の全容を調べてほしい旨の公開質問状を出すことになり、会長に直接お渡ししたいと思って来ました。」と述べたところ、開口一番、大声で「私に無理に渡したら、受け取れと言うなら私は今日限りで辞任する」とガラスが破れるほどの大声で怒鳴った。私は、耳は聞こえる。両耳を手で覆いたくなくなったがそれは止めた。

私は、そのとき不正の証拠をたくさん持っていたのだが、それも忘れさせるほどの凄まじい形相と怒鳴りと食って掛かり方だった。何で、私が怒鳴られないといけないのか思った。会長は「ゴタゴタを解決させるために会長にしたのか」と言った。終始、私の方を睨み付けながら言った。会長にも言い分もあったのだろうが、こんな言い方は無いだろうと思った。

②、会長は、この話し合いの最後で、私の眼を見て「しっかり調べるから」と力を籠めて言った。そして握手を求めて来た。私は「しっかり調べてくださるなら、それでは出しません。会長に渡しません」と言って、渡そうと出していた公開質問状を引っ込めた。

②の会長は「不正について調査する」と答え、自ら握手もしていた。この11月30日文書は本坊会長の約束反故宣言であった。その後、本坊会長以下執行部は、弁護士を立てて、2023年2月15日の「書面決議」を経て某氏除名へと一気に進めた。そして無実の某氏を除名にし、冤罪加害者となった

令和4年12月14日

〒899-
鹿児島市
殿

〒892-0822
鹿児島市泉町2番3号そうしん本店ビル3階
坂元・黒沢法律事務所
TEL 099-219-1212
FAX 099-219-1213
鹿児島県テニス協会代理人
弁護士 坂元直
(担当事務：大竹)



冠省、

鹿児島県テニス協会（以下、通知人とします）の代理人として、貴殿に対しまして、以下の通りご連絡差し上げます。

従前、貴殿は通知人の副理事長職の地位にありましたが、令和4年5月29日午後5時開催の常任理事会において解任されております。

解任の理由としては、貴殿が通知人の運営上、付き合いのある各種外部機関に対して匿名で問い合わせ等を行い、通知人の社会的信用を毀損したという点にあります。

その後も、貴殿は通知人の一会員として、通知人の運営上、付き合いのある各種外部機関に対して、通知人内部において「パワハラや虐めが存在する」、「通知人の会計に疑義がある等」、通知人の社会的信用を十二分に毀損するに足りる内容の書面を多数、送付されておられます。

私は、通知人の代理人として、貴殿に対して上記の行為を今後、厳に慎まれますよう本書をもって最後通告させていただきます。

仮に、貴殿において、本通知書の送付を受けながら、同種同様の行為を繰り返されるという場合、通知人は通知人の会則第11条に基づき、貴殿に対しては除名の措置を取らせて頂きます。

貴殿が通知人の会員の地位を失いながら同種同様の行為を繰り返されるという場合、貴殿の所為は、通知人の業務に対する明らかな妨害行為に該当しますので、かかる場合、通知人としては貴殿に対して民事上及び刑事上の法的手続を取らせて頂くこととなりますので、予めお伝えさせていただきます。

今後は、当職が通知人の代理人として関与致しますので、通知人に対する直接のご連絡はお控え頂き、ご連絡事項がございませう場合、書面にて当事務所宛にご送付下さいますようお願い申し上げます。

取り急ぎ、要用のみにて失礼させていただきます。

草々

**III 2023年2月15日執行部本坊会長（最高責任者）の『書面決議（虚偽満載）』
「一言も会計不正には触れていない」**

鹿児島県テニス協会 役員各位

鹿児島県テニス協会
理事長 中村 和行

書面決議について

拝啓

平素より当協会の運営に対しましてご理解・ご協力を賜り、誠に有難うございます。

早速ですが、令和4年5月29日の定時総会（理事会）にて解任となりました某氏氏（当時副理事長）が、現在に至るまで何度も手紙やメールを、日本テニス協会・九州テニス協会・鹿児島県スポーツ協会や新聞社等マスコミ及びテニス関係者その他不特定多数に送付しています。その内容には、当協会及び関係者に対して「人権侵害である」「詐欺行為に当たる」「夥しい虚偽が判明している」「コンプライアンス規律違反である」等、関係者への信用棄損・名誉棄損に当たる文言が多数記載されています。

当協会は、これまで某氏氏に対して改善策等を回答し、弁護士による「今後同様の行為をした場合は、会員除名とする」旨の手紙を送付して、上記行為を今後慎まれるように通知しました。

しかしながら令和5年1月30日に、再度同様の行為があったため、会則に則り会員除名の手続きをとらせていただきます。

つきましては下記と通り、書面による報告と別紙による承認とさせていただきますので、何卒ご理解を頂きます様よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

[承認案件]

議案1、 会員除名について

1、同封の「JTA への報告書」「弁護士手紙」「会則第2章第11条（除名）」をご確認下さい。

2、お手数ですが、2月27日（月）までに、別紙ハガキの議決権行使状にご記入いただき、郵送にて鹿児島県テニス協会事務局へご返信頂きます様、お願い申し上げます。

必ずご提出いただけますようお願い申し上げます。

送付先 〒892-0822 鹿児島市泉町2番3号そうしん本店ビル3F

鹿児島県テニス協会 Tel. 099-222-4969

-
- 「よくする会」が指摘してきた夥しい高校会計不正等について、一切書いてない。協会保管の報告書点検、調査すれば約1ヶ月でその不正はすぐ判った筈、執行部の「見て見ぬ振り」宣言である。
 - 標記4行目～ 下線部について **注 ↓ 真実は次の通りです。**
「子どもへの人権侵害」、「詐欺行為」「夥しい虚偽」「コンプライアンス規律違反」等をして歴史ある県テニス協会の信用棄損・名誉棄損をしたのは、前高校委員長とそれを擁護・隠ぺいした協会執行部であることは明らかである。
このことは、2024年6月30日の第三者委員会の最終報告によって明らかにされた。
 - 1、同封の「JTA への報告書」について
令和5年1月27日、県テニス協会は、公益財団法人日本テニス協会 コンプライアンス委員会

委員長 堤 敏夫様に「報告書の提出」で回答をしている。その中に次の文面がある。

令和4年12月13日、本坊テニス協会会長の指示のもと弁護士からの手紙を某氏に送付した。

- 4 この「書面決議」は、本坊テニス協会会長主導で実施されたのです。

IV 2023年3月10日 某氏に届いた おぞましい 『除名通知』

〒 [REDACTED] - [REDACTED]
[REDACTED]市 [REDACTED] 番
[REDACTED] 殿

3月11日 昼 受領

〒892-0822
鹿児島市泉町2番3号そうしん本店ビル3階
坂元・黒沢法律事務所
TEL 099-219-1212
FAX 099-219-1213
鹿児島県テニス協会代理人
弁護士 坂 元 直
(担当事務：大竹)



冠省、

鹿児島県テニス協会（以下、通知人とします）の代理人として、貴殿に対しまして、令和4年12月14日付通知書に引き続きまして、以下の通りご連絡差し上げます。

当職の令和4年12月14日付通知書におきましては、上記のような行為を今後は厳に慎まれること、貴殿が同様の行為を今後も繰り返すようであれば、通知人の会則第11条に基づき、貴殿に対して除名の措置を取らせて頂く旨を予め通知しておりました。

ところが、貴殿は、当職が鹿児島県テニス協会の代理人として、令和4年12月14日付通知書を送付したにも拘わらず、その後も通知人の社会的信用を毀損するに足りる文書を関係各所に送付をされておられます。

貴殿の上記の所為を踏まえ、通知人において貴殿の除名を議題とする書面決議による理事会を開催しましたところ、総理事数61名のうち、45名が書面決議に応じられました。

そして、45名のうち、貴殿について除名の措置を講じる点については、39名が賛成、6名が反対という書面決議が正式に成立した次第です。

上記の次第で、貴殿は、令和5年3月1日付をもちまして、通知人の会員から除名され、会員としての資格を喪失することになりましたので、本通知書をもちまして、ご連絡をさせていただきます。

今後、貴殿は通知人の会員資格を喪失することになりますので、通知人の社会的信用を毀損するような文書を関係各所に送付することは法的に許されませんので、今後はこのような行為を含む通知人の信用を毀損するような行為は厳に慎まれますよう、本書によりまして、改めて最後通告させていただきます。

仮に、貴殿が今後も同様の行為を繰り返される場合、通知人としては鹿児島地方裁判所に対して仮処分の申立等を実行することになりますので、予めお伝えさせていただきます。

取り急ぎ、要用のみにて失礼させていただきます。

草々

V 2023年3月27日,日本テニス協会からよくする会へ届いた『趣旨に反する文書』
よくする会に理解を示した JTAの文書である。

2023年3月27日

鹿児島県テニス協会を良くする会
副代表 ████████ 様

公益財団法人日本テニス協会

鹿児島県テニス協会に関するご要望への回答

拝啓 日頃より当協会の活動に関心をお寄せいただき、誠にありがとうございます。
2023年3月22日付で作成され、当協会会長とコンプライアンス委員長宛にFAX
で到着しました頭記のご要望に関し、下記にて回答申し上げますので、よろしくお願
いいたします。

敬具

記

1. 鹿児島県テニス協会を良くする会（以下「貴会」と言います。）様 ご要望 要旨

鹿児島県テニス協会（以下「県協会」と言います。）による3月1日付貴会代表・
██████氏への除名処分は、当協会が2月14日付で県協会あてに発出した文書及び、
2月22日付で貴会あてに発出した文書の趣旨に反するので、県協会と連絡を取り、
具体的な対応、善後策を取って欲しい。

2. ご要望に対する弊意

当協会より県協会に対し下記を伝えました。

(1) 3月22日付で貴会から当協会に発出された文書を、受信したこと。
(2) 3月1日付で県協会が下した除名処分に対し、貴会が納得していないこと。
(3) 「印鑑不正使用」の件において、県協会が当の担当者を退任させたことは前
進と、当協会は捉えていること。
(4) 当協会としては、除名処分は根本的な解決にはならず、2月14日付の当協会
から県協会宛に発出した文書の主旨に則り、貴会との十分な協議による解決策
の合意を、引き続き図って欲しいと考えていること。

以上

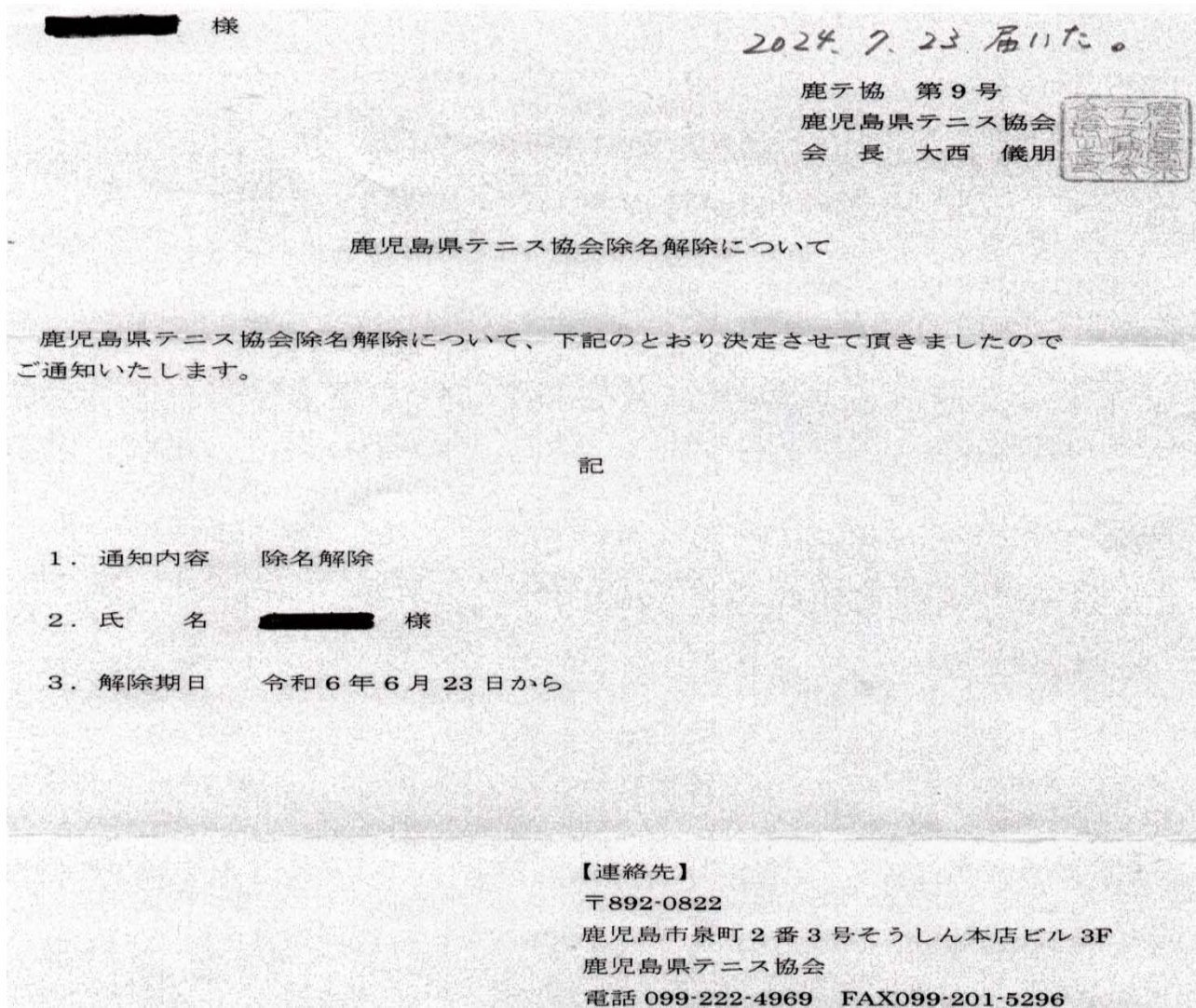
県テニス協会は公益財団法人日本テニス協会（JTA）の「真摯な趣旨」を一方的に無視した。
その経緯は以下の通りです。

- ① 「県テニス協会の 某氏氏への除名処分は、「当協会が2月14日付で県協会あてに発出した文書及び2月22日付で貴会あてに発出した文書の趣旨に反するので・・・県協会と連絡を取り具体的な対応、善後策を取ってほしい」とある。
- ② 「当協会が2月14日付で県協会あてに発出した文書」について
にも関わらず、県協会は、間髪を入れず翌日の2月15日に某氏を除名せむの虚偽満載の「書面決議」を全理事に発出し3月1日、協会として某氏を除名（永久追放）している。某氏は、名誉を毀損されたばかりでなく県内大会、全国大会（それまでベテラン大会に出場していた）にも永久に出場できなくなった。
- ③ 当事、大西副会長は日本テニス協会評議員（県代表）であった。にも関わらず大西評議員（県代表）は、「よくする会」に対しJTAの真摯な趣旨に沿って「具体的な善後策」に関する働きかけを何らしていない。
なお、大西氏（日本テニス協会評議員、県テニス協会副会長）は、協会内では2022年5月28日（土）I氏の業務上横領は理事長を通じて某氏から知らされていた。2022年7月5日以降は、「国体準備金不正流用事件」であることも含めてI氏の業務上横領の詳細も知らされていた。
付、加覧伸一現理事長（前 監事）は、協会内では2022年7月5日以降、I氏の業務上横領は某氏から詳細を知らされていた。調査すればその不正はすぐ判明するのに調べ直していない。職務怠慢である。
- ④ ジュニア部門で他人の印鑑を無断使用（犯罪）したは「或るジュニア委員」である。この人は、2022年5月29日の総会で「辞任させられた」。にも関わらず、今も、県協会から「ジュニア委員会の委員として正式に登録され」、公式大会でオフィシャル活動をしている。子どもたち、ジュニア選手にとって、教育上好ましくない。

以上のことは、次のことを意味する。

県テニス協会現執行部（大西会長、加覧現理事長）は、公益財団法人日本テニス協会の 真摯な趣旨（提示）を完全に無視している。これが鹿児島県テニス協会執行部の実態である。

皆さん、どう思われますか。



1、2024年8月9日よくする会は、この除名解除通知を協会に返上した。理由はあまりにも理不尽であり、上から目線の通知であったからです。

2、諸理由は、次の通りです。

- ① 公文発送日が記されていない。
- ② 解除期日の6月23日から、1ヶ月遅れで当該者に届いている。
- ③ 無実の人を罪人扱い（冤罪）したにも関わらず、謝罪の文言が一切無い。「虫けらみたい」な扱いである。

例、車中で「痴漢」として捕まえたが実際はそうでなかった、に相当するような件である。

- ④ 大西会長、加覧理事長は、自分自身の責任を「棚上げ」している。

○ いよいよ今年も総会がやって来る。これ程の事をしていながら大西会長、加覧理事長を始めとする執行部は全く責任を取らず逃げようとするのか。それともうやむやにして、ほとぼりが冷めるのを待つ作戦か？

- たいへんな事態になって泥沼化している鹿児島県テニス協会大西執行部である。
- こんな協会執行部に対して、子供たち、特に小・中・高校生、その保護者は、どんな印象を持つか心配である。試合参加者に影響があることは必至であろう。
- 不正に加担しなかった人たちが、新会長、新理事長になって、大転換を図るしかない。県テニス協会内には、有能な人材が豊富である。
- 皆で、注意深く見ていきましょう！